

# 入札説明書

警察共済組合茨城県支部の令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年4月30日

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託 一式
- (2) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで  
ただし、特定保健指導については、委託期間内に実施した巡回健診の結果に基づく指導を行う対象者が、委託期間内に初回面談を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落による中途終了も含む。）する日までを委託期間とする。  
なお、委託期間中に感染症の感染拡大等に伴い委託業務の実施が困難となった場合、当該業務の継続等について警察共済組合茨城県支部事務局と協議の上、決定すること。
- (4) 実施場所 別紙1「仕様書」のとおり

## 3 契約に関する事務を担当する所属の名称

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978-6  
警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）  
電話 029-301-0110 内線2782 担当 今泉  
FAX 029-301-0801

## 4 入札参加資格

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
  - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
  - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に

関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本公告に示した仕様書に基づく委託業務と同種同規模の委託業務を、過去2年間に2回以上行った者であること。
- (5) 本公告に示した仕様書に基づく委託業務の実施に必要な環境及び体制が整備されていること。

## 5 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和6年5月9日（木）午後5時まで

イ 質問受付先

3の担当所属に同じ

ウ 方法

ファックス又は郵送

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和6年5月13日（月）午後5時まで

イ 方法

ファックス又は郵送により回答する。

## 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵送により、一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 業務履行証明書(本公告に示した仕様書に基づく委託業務と同種同規模の委託業務を過去2年間に2回以上行ったことを証明する書類)

ウ 誓約書

- (2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時までに必着のこと。

- (3) 提出先

3の担当所属に同じ。

- (4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和6年5月21日（火）午後5時までに、一般競争

入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札書の提出期限等

- (1) 配布場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
3の担当所属に同じ。
- (2) 提出期限  
令和6年5月29日（水）午後5時までに必着のこと
- (3) 提出場所  
3の担当所属に同じ。

## 8 開札日時及び場所

- (1) 日時  
令和6年5月30日（木）午前10時から
- (2) 場所  
茨城県警察本部6階厚生課

## 9 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、令和6年5月29日（水）午後5時までに、入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に警察共済組合茨城県支部を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に警察共済組合茨城県支部または茨城県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 茨城県が定める入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、落札の決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に警察共済組合茨城県支部を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

イ 過去2年間に警察共済組合茨城県支部または茨城県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 茨城県が定める入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 入札の方法

- (1) 入札は、警察共済組合茨城県支部が定めた入札書により行う。
- (2) 入札執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。

この限度（再度の入札）において落札者がいないときは、入札した最低価格者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することがある。
- (3) 項目ごとの単価及び総価（年間実施予定者数に項目ごとの単価を乗じて得た額の合計とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で入札するので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分を二本線で消し押印すること。ただし、首標金額を訂正した入札書は使用できない。
- (5) 提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (7) 入札書は、提出期限までに郵便等（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）により提出すること。

提出は二重封筒とし、入札書を作成し、中封筒に入れ封印し、かつ、中封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年5月30日開札〔令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託 一式〕の入札書在中」と朱書きし、送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

## 12 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、再度入札は1回とし、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

なお、再度の入札の詳細については、実施する際に別途通知する。

## 13 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
  - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
  - イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
  - ウ 指定の日時までに入札保証金を納めないとき。
  - エ 記名押印を欠くとき。
  - オ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
  - カ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
  - キ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
  - ク 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をしたとき。
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札時点において4に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

## 14 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低価格(総価)をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。

15 入札心得

別添「入札心得」のとおり

16 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙2「令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された単価の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

# 入札心得

競争入札に参加する者は、次の事項を守らなければならない。

第1 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、公正な競争を妨げる行為をしてはならない。

第2 入札参加資格者は、公告又は物品調達等に関する通知書及びその他関係書類並びに見本等を熟覧の上、所定の様式により総額及び単価（消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたもの）をもって入札しなければならない。

第3 入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により入札書を提出しなければならない。

第4 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。